



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定納付受託者の指定(アマノ株式会社)	港湾局空港調整課	1
告示	令和7年第1回定例市会で議決された令和6年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	2
告示	大型ごみ処理手数料収納業務委託者の告示	環境局業務課	73
告示	胃がん検診料の収納委託	健康局保健所保健課	74
告示	子宮頸がん検診料の収納委託	健康局保健所保健課	75
告示	肺がん検診料の収納委託	健康局保健所保健課	76
告示	乳がん検診料の収納委託	健康局保健所保健課	77
告示	大腸がん検診料の収納委託	健康局保健所保健課	78
告示	指定納付受託者の指定(株式会社DGフィナンシャルテクノロジー)	企画調整局デジタル戦略部	79
告示	介護保険法に基づく指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の告示について	福祉局監査指導部	80
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(多聞若葉台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	81
告示	指定納付受託者の所在地変更	地域協働局企業連携推進課	84
公告	都市公園の設置(みずき台西公園 他2件)	建設局公園部管理課	85
公告	都市公園の拡張(西神南住宅団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	86
公告	河川工事及び河川の維持の内容等	建設局森林・防災部河川課	87
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(中央区布引町2丁目)	都市局まち再生推進課	92
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(中央区元町通5丁目)	都市局まち再生推進課	93
水道局	指定納付受託者の指定(株式会社DGフィナンシャルテクノロジー)	水道局給水課	94
交通局	神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程	交通局営業推進課	95
教育委員会	神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	112

神戸市告示第 82 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
神奈川県横浜市港北区大豆戸町 275 番地
アマノ株式会社
代表取締役社長 山崎 学
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する神戸空港第 3 駐車場における使用料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和 7 年 4 月 18 日

神戸市告示第97号

令和7年第1回定例市会で令和7年3月27日議決された令和6年度神戸市一般会計補正予算及び令和6年度神戸市市場事業費補正予算並びに令和7年度神戸市一般会計予算、令和7年度神戸市市場事業費予算、令和7年度神戸市食肉センター事業費予算、令和7年度神戸市国民健康保険事業費予算、令和7年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、令和7年度神戸市駐車場事業費予算、令和7年度神戸市市街地再開発事業費予算、令和7年度神戸市営住宅事業費予算、令和7年度神戸市介護保険事業費予算、令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費予算、令和7年度神戸市空港整備事業費予算、令和7年度神戸市公債費予算、令和7年度神戸市下水道事業会計予算、令和7年度神戸市産業団地整備事業会計予算、令和7年度神戸市港湾事業会計予算、令和7年度神戸市自動車事業会計予算、令和7年度神戸市高速鉄道事業会計予算、令和7年度神戸市水道事業会計予算及び令和7年度神戸市工業用水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,805,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
25 市 債		92,199,000	37,000	92,236,000
	1 市 債	92,199,000	37,000	92,236,000
歳 入 合 計		972,768,810	37,000	972,805,810

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		64,829,017	50,000	64,879,017
	1 総 務 費	45,176,144	50,000	45,226,144
5 衛 生 費		40,742,613	7,216	40,749,829
	2 公衆衛生費	18,517,846	7,216	18,525,062
10 都市計画費		32,258,014	52,700	32,310,714
	1 都市計画総務費	26,752,446	52,700	26,805,146
13 教 育 費		153,986,529	67,300	154,053,829
	2 教育振興費	1,392,766	67,300	1,460,066
16 予 備 費		688,636	△140,216	548,420
	1 予 備 費	688,636	△140,216	548,420
歳 出 合 計		972,768,810	37,000	972,805,810

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 費	-	-	大型モニター更新	50,000
5 衛 生 費	2 公衆衛生費	-	-	子育て政策DX実証実験	7,216
10 都市計画費	1 都市計画総務費	-	-	神戸空港交通アクセス向上	52,700
13 教 育 費	2 教育振興費	中学校部活動地域移行	87,300	中学校部活動地域移行	154,600

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 管 理 (箕 谷 児 童 館)	令和6～11年度	416,000

第 4 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁 舎 等 整 備 事 業	1, 074, 000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	1, 111, 000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和6年度神戸市新都市整備事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市新都市整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(重要な資産の処分)

第2条 令和6年度神戸市新都市整備事業会計予算第6条を次のように改める。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 重要な資産の取得は次のとおりとし、処分は第2条に含むものとする。

	種	類	名	称	数	量
取得する資産	土	地	事	業	用	地
					18,464.27	m ²

令和7年度神戸市一般会計予算

令和7年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,005,912,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		331,392,422
	1 市 民 税	158,908,761
	2 固定資産税	125,239,351
	3 軽自動車税	2,108,679
	4 市たばこ税	9,866,499
	5 特別土地保有税	1
	6 入 湯 税	310,087
	7 事業所税	10,116,557
	8 都市計画税	24,842,487
2 地方譲与税		4,833,466
	1 地方揮発油譲与税	1,384,000
	2 自動車重量譲与税	2,424,000
	3 特別とん譲与税	447,052
	4 航空機燃料譲与税	350,000
	5 石油ガス譲与税	25,000
	6 森林環境譲与税	203,414
3 利子割交付金		193,263
	1 利子割交付金	193,263
4 配当割交付金		2,818,559
	1 配当割交付金	2,818,559
5 株式等譲渡所得割交付金		4,422,604
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,422,604
6 分離課税所得割交付金		322,000
	1 分離課税所得割交付金	322,000
7 法人事業税交付金		4,564,890
	1 法人事業税交付金	4,564,890
8 地方消費税交付金		38,806,992
	1 地方消費税交付金	38,806,992
9 ゴルフ場利用税交付金		338,952
	1 ゴルフ場利用税交付金	338,952
10 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
11 環境性能割交付金		1,069,000
	1 環境性能割交付金	1,069,000
12 軽油引取税交付金		6,383,000
	1 軽油引取税交付金	6,383,000

(単位：千円)

款	項	金 額
13 地方特例交付金		1,568,000
	1 地方特例交付金	1,568,000
14 地方交付税		94,713,000
	1 地方交付税	94,713,000
15 交通安全対策特別交付金		342,000
	1 交通安全対策特別交付金	342,000
16 分担金及負担金		894,166
	1 負 担 金	893,946
	2 分 担 金	220
17 使用料及手数料		13,709,829
	1 使 用 料	9,102,562
	2 手 数 料	4,607,267
18 国庫支出金		203,065,300
	1 負 担 金	170,020,408
	2 補 助 金	31,597,923
	3 委 託 金	1,446,969
19 県支出金		54,831,750
	1 負 担 金	42,428,590
	2 補 助 金	8,965,814
	3 委 託 金	3,437,346
20 財産収入		34,561,188
	1 財産運用収入	10,676,386
	2 財産売却収入	19,068,552
	3 基金収入	4,816,250
21 寄 附 金		8,603,223
	1 寄 附 金	8,603,223
22 繰 入 金		36,466,879
	1 特別会計繰入金	2,187,311
	2 基金繰入金	34,279,568
23 繰 越 金		38,400,001
	1 繰 越 金	38,400,001
24 諸 収 入		49,714,047
	1 納 付 金	4,241,760
	2 措置費等受入	5,777,262
	3 事業収入	513,032
	4 受託事業収入	570,096
	5 貸付金元利収入	13,602,146

(単位：千円)

款	項	金 額
	6 過年度収入	60,971
	7 雑 入	24,948,780
25 市 債		73,898,000
	1 市 債	73,898,000
歳 入	合 計	1,005,912,532

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,054,367
	1 議 会 費	2,054,367
2 総 務 費		64,009,083
	1 総 務 費	42,392,426
	2 企 画 費	11,773,124
	3 徴 税 費	5,514,737
	4 財産管理費	2,144,960
	5 選 挙 費	1,624,084
	6 人事委員会費	253,135
	7 監査委員費	306,617
3 市 民 費		29,219,689
	1 市 民 費	27,068,198
	2 施設整備費	2,151,491
4 民 生 費		328,227,117
	1 民生総務費	28,312,555
	2 生活保護費	75,689,624
	3 こども家庭費	122,237,039
	4 障害者福祉費	83,235,076
	5 老人福祉費	7,890,659
	6 国民年金費	428,734
	7 民生施設整備費	10,433,430
5 衛 生 費		41,544,943
	1 衛生総務費	23,905,707
	2 公衆衛生費	15,631,355
	3 環境衛生費	2,007,881
6 環 境 費		27,418,680
	1 環境総務費	10,292,947
	2 環境保全費	1,224,545
	3 廃棄物処理費	8,772,877
	4 環境施設整備費	7,128,311
7 商 工 費		7,666,975
	1 商工振興費	6,631,261
	2 貿易観光費	1,035,714
8 農 政 費		4,128,989
	1 農業委員会費	177,197
	2 農政総務費	2,138,677
	3 生産振興費	1,813,115

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 農林土木費	494, 179
9 土 木 費		52, 786, 825
	1 土木総務費	5, 856, 889
	2 道路橋梁費	7, 509, 846
	3 道路橋梁整備費	20, 502, 761
	4 公園緑地費	6, 342, 606
	5 公園緑地整備費	5, 823, 881
	6 河川砂防費	2, 774, 222
	7 海岸保全費	1, 246, 620
	8 港湾防災費	2, 730, 000
10 都市計画費		64, 969, 959
	1 都市計画総務費	60, 753, 707
	2 都市改造事業費	99, 205
	3 再開発事業費	3, 015, 807
	4 街路事業費	1, 101, 240
11 住 宅 費		5, 395, 602
	1 住宅総務費	5, 395, 602
12 消 防 費		23, 681, 677
	1 消 防 費	23, 681, 677
13 教 育 費		136, 365, 131
	1 教育総務費	10, 979, 393
	2 教育振興費	1, 301, 851
	3 幼稚園費	2, 116, 820
	4 小学校費	49, 161, 978
	5 中学校費	26, 035, 195
	6 高等学校費	5, 925, 107
	7 特別支援学校費	8, 597, 433
	8 高等専門学校費	2, 618, 039
	9 看護大学費	1, 151, 476
	10 外国語大学費	1, 183, 867
	11 社会教育費	70, 000
	12 体育保健費	11, 726, 051
	13 学校建設費	15, 187, 638
	14 教育施設整備費	310, 283
14 災害復旧費		1
	1 災害復旧費	1

(単位：千円)

款	項	金 額
15 諸支出金		217,743,494
	1 繰 出 金	210,158,934
	2 雑 出	7,584,560
16 予 備 費		700,000
	1 予 備 費	700,000
歳 出 合 計		1,005,912,532

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙制作	令和 7 ～ 8 年度	45,000
市民の声集約活用システム運用	令和 7 ～ 12 年度	13,000
会計事務人材派遣	令和 7 ～ 8 年度	46,000
ICTガバナンスの推進事業	令和 7 ～ 8 年度	18,000
基幹系システム端末統合	令和 7 ～ 9 年度	196,000
事務処理用PC調達	令和 7 ～ 12 年度	542,000
Microsoftライセンス	令和 7 ～ 8 年度	325,000
PC統合管理・職員認証基盤運用保守	令和 7 ～ 9 年度	297,000
PCヘルプデスク運用	令和 7 ～ 11 年度	205,000
庁内ICT環境再構築	令和 7 ～ 8 年度	19,000
ネットワーク構築・運用	令和 7 ～ 13 年度	1,185,000
サーバ仮想化基盤構築・運用	令和 7 ～ 9 年度	536,000
あじさいネット運用保守	令和 7 ～ 10 年度	137,000
グループウェアの運用保守	令和 7 ～ 10 年度	38,000
マイナ保険証利用登録支援事業	令和 7 ～ 8 年度	23,000
印刷環境の構築・運用保守	令和 7 ～ 13 年度	989,000
キャッシュレス決済端末機等の導入	令和 7 ～ 11 年度	41,000
システム標準化全体PMO	令和 7 ～ 8 年度	54,000
庁内電話最適化	令和 7 ～ 8 年度	52,000
行政事務センター運営費	令和 7 ～ 10 年度	3,082,000
BIツールライセンス	令和 7 ～ 9 年度	57,000
介護テクノロジー導入促進事業	令和 7 ～ 8 年度	12,000
神戸医療産業都市推進機構損失補償	令和 7 ～ 8 年度	3,300,000
区庁舎改修	令和 7 ～ 9 年度	527,000
中央区マンションコミュニティ活性化事業	令和 7 ～ 9 年度	10,000
区役所内総合窓口運営	令和 7 ～ 10 年度	419,000
区役所繁忙期対策	令和 7 ～ 8 年度	11,000
証明書コンビニ交付システム運用	令和 7 ～ 12 年度	70,000
マイナンバーカード交付円滑化	令和 7 ～ 8 年度	269,000
マイナンバーカード交付関連端末借上料	令和 7 ～ 12 年度	142,000
氏名仮名表記の戸籍記載事項化事業	令和 7 ～ 8 年度	38,000
あすてっぷコワーキング運営	令和 7 ～ 9 年度	110,000
全国消費生活情報ネットワークシステム調達	令和 7 ～ 11 年度	4,000
職員の健康管理人材派遣	令和 7 ～ 9 年度	86,000
人事業務支援システム	令和 7 ～ 8 年度	58,000
税務事務人材派遣等	令和 7 ～ 8 年度	33,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税案内センター業務委託	令和 7 ～ 10 年度	234,000
課税帳票印刷事業	令和 7 ～ 11 年度	513,000
税務システム機器更新	令和 7 ～ 11 年度	1,727,000
収納管理業務	令和 7 ～ 12 年度	396,000
庁舎等借上料	令和 7 ～ 9 年度	35,000
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和 7 ～ 11 年度	16,278,000
自動車借上料	令和 7 ～ 14 年度	63,000
市役所本庁舎1号館改修	令和 7 ～ 8 年度	137,000
公共施設包括管理業務	令和 7 ～ 10 年度	533,000
令和7年度地方債証券共同発行連帯債務	令和 7 ～ 17 年度	1,078,000,000 外に利息相当額
東灘区文化センター他12施設ESCO事業	令和 7 ～ 18 年度	302,000
青少年科学館キャッシュレス決済対応	令和 7 ～ 10 年度	6,000
旧ハンター住宅整備	令和 7 ～ 8 年度	862,000
図書館建物借上料	令和 7 ～ 8 年度	32,000
博物館特別展	令和 7 ～ 9 年度	250,000
博物館ホームページ運用保守	令和 7 ～ 11 年度	6,000
小磯記念美術館特別展	令和 7 ～ 8 年度	15,000
神戸ゆかりの美術館特別展	令和 7 ～ 8 年度	18,000
ポートアイランドスポーツセンター再整備	令和 7 ～ 9 年度	20,000
王子弓道場再整備	令和 7 ～ 8 年度	338,000
スポーツ施設改修	令和 7 ～ 8 年度	174,000
文化施設改修	令和 7 ～ 8 年度	1,056,000
博物館改修	令和 7 ～ 8 年度	108,000
神戸ゆかりの美術館改修	令和 7 ～ 8 年度	370,000
図書館改修	令和 7 ～ 8 年度	144,000
公民館改修	令和 7 ～ 8 年度	65,000
垂水年金会館運営委託	令和 7 ～ 12 年度	260,000
保険年金事務センター等人材派遣	令和 7 ～ 9 年度	510,000
保険年金事務センター事務所借上料	令和 7 ～ 8 年度	26,000
民生委員・児童委員システム導入	令和 7 ～ 10 年度	240,000
リフト付きバス運行委託事業	令和 7 ～ 9 年度	12,000
「コウベdeカイゴ」広報費等	令和 7 ～ 8 年度	7,000
年金サポートセンター事務所借上料	令和 7 ～ 8 年度	8,000
六甲作業支援センターEV改修工事	令和 7 ～ 9 年度	13,000
公設民営施設改修等	令和 7 ～ 8 年度	193,000
しあわせの村老朽改修等	令和 7 ～ 8 年度	236,000
特別養護老人ホーム整備補助事業	令和 7 ～ 8 年度	586,000
介護老人保健施設整備補助事業	令和 7 ～ 8 年度	23,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸リハビリテーション病院改修	令和 7 ～ 8 年度	123,000
健康ライフプラザ改修	令和 7 ～ 10 年度	24,000
神戸こども初期急病センター改修	令和 7 ～ 8 年度	58,000
動物管理センター改修	令和 7 ～ 8 年度	36,000
一般公衆浴場大規模改修補助	令和 7 ～ 8 年度	30,000
健康科学研究所改修工事等	令和 7 ～ 8 年度	132,000
墓園維持管理業務委託	令和 7 ～ 8 年度	35,000
墓園管理システムPCリース	令和 7 ～ 12 年度	25,000
学びへつなぐ地域型学習支援(委託事業分)	令和 7 ～ 8 年度	7,000
神戸市総合療育センター通園バス運行管理業務	令和 7 ～ 10 年度	109,000
給与計算事務等業務委託	令和 7 ～ 10 年度	56,000
公立保育所ICT事業	令和 7 ～ 10 年度	205,000
保育人材確保プロモーション	令和 7 ～ 8 年度	7,000
おやかふらっとひろば運営(東灘ほか)	令和 7 ～ 10 年度	252,000
おやかふらっとひろば運営(西区)	令和 7 ～ 9 年度	19,000
こべっこあそびひろば岡場借上料	令和 7 ～ 10 年度	35,000
ユースステーション運営(灘)	令和 7 ～ 9 年度	10,000
ユースステーション運営(兵庫・長田)	令和 7 ～ 12 年度	53,000
ユースステーション運営(垂水)	令和 7 ～ 10 年度	16,000
福祉医療システム運用保守事務所借上料	令和 7 ～ 8 年度	4,000
福祉医療システムの再整備	令和 7 ～ 13 年度	729,000
こども家庭センター一時保護所学習支援業務	令和 7 ～ 10 年度	69,000
こども家庭センター「夜間休日相談ダイヤル」対応業務	令和 7 ～ 10 年度	29,000
若葉学園プール内部改修	令和 7 ～ 8 年度	31,000
保育所等老朽改築	令和 7 ～ 9 年度	1,200,000
民間社会福祉施設補助(愛神愛隣舎の改修)	令和 7 ～ 8 年度	328,000
子育て世帯訪問支援事業(養育支援訪問事業)	令和 7 ～ 10 年度	76,000
妊産婦タクシー利用助成事業	令和 7 ～ 9 年度	56,000
事業系一般廃棄物指定袋作成	令和 7 ～ 8 年度	86,000
小水力発電調査	令和 7 ～ 8 年度	1,500
次世代型太陽電池実証	令和 7 ～ 8 年度	5,000
ごみ中継運搬業務	令和 7 ～ 10 年度	1,839,000
収集車借上	令和 7 ～ 10 年度	4,600,000
港島クリーンセンター建設・設備管理	令和 7 ～ 18 年度	143,000
カセットボンベ・スプレー缶処理	令和 7 ～ 8 年度	100,000
クリーンセンター等計量業務委託	令和 7 ～ 10 年度	422,000
大型ごみ処理手数料納付券保管・受注・配送	令和 7 ～ 9 年度	8,000
リサイクル工房運営	令和 7 ～ 9 年度	22,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
事業所改修	令和 7 ～ 8 年度	70,000
ごみ収集車両更新	令和 7 ～ 10 年度	298,000
クリーンセンター等改修	令和 7 ～ 9 年度	1,174,000
落合クリーンセンター一部解体設計	令和 7 ～ 8 年度	56,000
神戸ファッション美術館改修	令和 7 ～ 8 年度	326,000
産業振興センター改修	令和 7 ～ 8 年度	10,000
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和 7 ～ 8 年度	10,000
ものづくり工場改修	令和 7 ～ 9 年度	32,000
中小企業投資促進等助成制度	令和 7 ～ 8 年度	180,000
六甲山牧場改修	令和 7 ～ 8 年度	13,000
鳥獣相談ダイヤル運営	令和 7 ～ 11 年度	40,000
漁港施設機能強化事業	令和 7 ～ 8 年度	246,000
令和7年度神戸市道路公社債務保証	令和 7 ～ 17 年度	3,185,000
建設事務所の新設	令和 7 ～ 9 年度	1,874,000
令和7年度道路照明灯LED化事業	令和 7 ～ 20 年度	715,068
令和7年度道路改良	令和 7 ～ 10 年度	9,067,000
令和7年度道路補修	令和 7 ～ 9 年度	48,000
令和7年度橋梁整備	令和 7 ～ 9 年度	1,371,000
令和7年度交通安全施設整備	令和 7 ～ 8 年度	896,000
令和7年度街路築造	令和 7 ～ 9 年度	225,500
令和7年度街路樹管理	令和 7 ～ 9 年度	140,000
令和7年度動物園事業	令和 7 ～ 8 年度	3,420
令和7年度公園整備	令和 7 ～ 12 年度	18,564,240
令和7年度河川改修	令和 7 ～ 8 年度	304,000
令和7年度市有林内山腹崩壊対策	令和 7 ～ 9 年度	200,000
鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業	令和 7 ～ 8 年度	600,000
税関線横断デッキ整備	令和 7 ～ 11 年度	2,602,000
JR三ノ宮新駅ビル南デッキ(建築等)整備	令和 7 ～ 11 年度	2,090,000
新バスターミナルビル周辺デッキ(建築等)整備	令和 7 ～ 9 年度	1,772,000
三宮バスターミナルバス管制システム運用	令和 7 ～ 22 年度	170,000
公用自動車賃貸借	令和 7 ～ 14 年度	5,000
本庁舎2号館再整備事業施設整備	令和 7 ～ 11 年度	129,000
新神戸駅前広場再整備事業	令和 7 ～ 8 年度	60,000
デュオ施設維持保全	令和 7 ～ 8 年度	61,000
キャナルタウン広場・運河管理業務	令和 7 ～ 8 年度	23,000
東山菊水線整備事業	令和 7 ～ 9 年度	250,000
建築家との協働による空き家活用促進事業	令和 7 ～ 8 年度	26,000
オンライン入金機手数料払込業務	令和 7 ～ 10 年度	4,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大輪田ポンプ場改修	令和 7 ～ 10 年度	1,280,000
神戸港高潮対策緊急事業(六甲アイランド)	令和 7 ～ 8 年度	920,000
神戸港高潮対策緊急事業(ポートアイランド)	令和 7 ～ 8 年度	120,000
公用車リース契約	令和 7 ～ 15 年度	9,000
自然学校バス借上	令和 7 ～ 8 年度	72,000
神戸市学力・学習状況調査	令和 7 ～ 8 年度	85,000
通学手段確保対策	令和 7 ～ 10 年度	30,000
令和8年度スクールバス運行業務	令和 7 ～ 14 年度	3,327,000
令和8年度学校給食献立作成・イントラ配信システム	令和 7 ～ 12 年度	15,000
令和8年度小学校給食業務委託	令和 7 ～ 12 年度	864,000
学校給食費関係帳票印刷業務	令和 7 ～ 8 年度	35,000
令和7年度義務教育学校港島学園校舎一体化整備	令和 7 ～ 10 年度	96,000
旧有野台小学校解体事業	令和 7 ～ 8 年度	290,000
垂水小学校過密化対策	令和 7 ～ 8 年度	251,000
東舞子小学校過密化対策(既存校舎改修等)	令和 7 ～ 8 年度	120,000
東舞子小学校過密化対策(暫定校舎リース代)	令和 7 ～ 18 年度	1,320,000
土砂災害対策	令和 7 ～ 9 年度	768,000
バリアフリー改修(エレベータ新設)	令和 7 ～ 8 年度	376,000
令和8年度エレベータ更新	令和 7 ～ 9 年度	267,000
学校園施設包括管理業務	令和 7 ～ 12 年度	3,425,000
いぶき明生支援学校分校設置改修工事	令和 7 ～ 9 年度	1,456,000
令和7年度学校ICT環境整備	令和 7 ～ 14 年度	157,000
学習者用コンピュータ更新	令和 7 ～ 12 年度	9,455,000
神出自然教育園改修	令和 7 ～ 8 年度	20,000
北学校給食共同調理場空調設備設置工事	令和 7 ～ 8 年度	54,000
危機管理センター庁舎発電機整備	令和 7 ～ 8 年度	10,000
消防団施設等整備	令和 7 ～ 8 年度	196,000
防災活動車両充実強化	令和 7 ～ 8 年度	631,000
消防指令・情報システム機器接続改修費等	令和 7 ～ 8 年度	74,000
灘消防署建替	令和 7 ～ 10 年度	3,006,000
本会議及び委員会記録反訳	令和 7 ～ 8 年度	12,000

第 3 表 市 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民 生 施 設 整 備 事 業	2,810,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	10,807,000			
保健衛生施設整備事業	625,000			
埋立処分地建設事業	219,000			
環境工場整備事業	3,731,000			
事業所等整備事業	110,000			
収集車両整備事業	144,000			
道路整備事業	11,342,000			
公園整備事業	3,112,000			
河川砂防整備事業	1,940,000			
海岸保全事業	551,000			
港湾防災事業	2,730,000			
自然災害防止事業	886,000			
区画整理事業	1,585,000			
街 路 事 業	6,514,000			
住宅建設事業	101,000			
消防施設整備事業	5,189,000			
学校教育施設整備事業	5,860,000			
社会教育施設整備事業	2,405,000			
危機管理対策事業	93,000			
庁舎等整備事業	1,550,000			
区総合庁舎整備事業	441,000			
文化施設等整備事業	5,393,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工施設等整備事業	867,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
農政施設整備事業	74,000			
漁業施設整備事業	101,000			
農業基盤整備事業	153,000			
神戸新交通株式会社貸付金	970,000			
高速鉄道事業会計出資金	3,377,000			
高速鉄道事業会計補助金	120,000			
水道事業会計出資金	98,000			

令和7年度神戸市市場事業費予算

令和7年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,924,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	中央卸売市場整備事業	1,463,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1,926,765
	1 使用料及手数料	1,410,538
	2 諸 収 入	516,227
2 国庫支出金		12,560
	1 補 助 金	12,560
3 県支出金		6,248
	1 補 助 金	6,248
4 繰 入 金		515,900
	1 他会計繰入金	515,900
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 市 債		1,463,000
	1 市 債	1,463,000
歳 入 合 計		3,924,474

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		3,360,857
	1 職 員 費	427,282
	2 運 営 費	1,117,879
	3 施設整備費	1,815,696
2 繰 出 金		560,617
	1 他会計へ繰出金	560,617
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		3,924,474

令和7年度神戸市食肉センター事業費予算

令和7年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ989,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	295,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		243,674
	1 使用料及手数料	168,606
	2 諸 収 入	75,068
2 繰 入 金		451,214
	1 他会計繰入金	451,214
3 市 債		295,000
	1 市 債	295,000
歳 入 合 計		989,888

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		851,301
	1 職 員 費	86,355
	2 運 営 費	469,946
	3 施設整備費	295,000
2 繰 出 金		136,587
	1 他会計へ繰出金	136,587
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		989,888

令和7年度神戸市国民健康保険事業費予算

令和7年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,378,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		146,378,166
	1 国民健康保険料	25,203,683
	2 国庫支出金	407,096
	3 県支出金	102,649,119
	4 繰 入 金	17,839,062
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	279,205
歳 入 合 計		146,378,166

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険費		146,378,166
	1 事 務 費	3,279,970
	2 保険給付費	100,108,362
	3 国民健康保険事業費納付金	40,770,537
	4 保健事業費	924,094
	5 諸支出金	1,265,203
	6 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		146,378,166

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料関係費	令和7～8年度	69,000
資格・給付関係費	令和7～8年度	38,000
保健事業関係費	令和7～8年度	30,000
専用コールセンター等事務所借上料	令和7～8年度	11,000
専用コールセンター運営	令和7～10年度	301,000
国民健康保険システムの法令改正等に伴う改修	令和7～8年度	74,930
国民健康保険システム標準化対応(構築)	令和7～9年度	3,202,000

令和7年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和7年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,100千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		307,100
	1 繰入金	4,000
	2 繰越金	63,031
	3 諸収入	240,069
歳 入	合 計	307,100

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		307,100
	1 貸付金	302,938
	2 貸付諸費	4,162
歳 出	合 計	307,100

令和7年度神戸市駐車場事業費予算

令和7年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,108,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1,108,719
	1 使用料及手数料	947,590
	2 諸 収 入	161,129
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,108,720

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		1,108,720
	1 運 営 費	1,108,720
歳 出 合 計		1,108,720

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場電気・機械設備更新	令和7～8年度	153,200
駐車場照明LED化	令和7～12年度	48,000

令和7年度神戸市市街地再開発事業費予算

令和7年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,918,558千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,131,890
	1 財産運用収入	1,671,880
	2 財産売却収入	460,010
2 繰入金		1,786,666
	1 繰入金	1,786,666
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,918,558

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		40,276
	1 市街地再開発事業費	40,276
2 市街地再開発管理事業費		3,868,282
	1 市街地再開発管理事業費	1,579,389
	2 他会計へ繰出金	2,288,893
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,918,558

令和7年度神戸市営住宅事業費予算

令和7年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,181,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	2,450,000千円
	市営住宅管理事業	6,312,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		7,471,107
	1 国庫支出金	826,177
	2 財産収入	921,272
	3 繰 入 金	3,273,657
	4 繰 越 金	1
	5 市 債	2,450,000
2 市営住宅管理事業収入		22,710,073
	1 使用料及手数料	11,571,699
	2 国庫支出金	2,063,995
	3 財産収入	106,988
	4 繰 入 金	1,141,125
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	1,514,265
	7 市 債	6,312,000
歳 入 合 計		30,181,180

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		7,471,107
	1 市営住宅建設事業費	7,471,107
2 市営住宅管理事業費		22,710,073
	1 市営住宅管理事業費	14,130,137
	2 他会計へ繰出金	8,579,936
歳 出 合 計		30,181,180

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度公営住宅等建替等	令 和 7 ～ 10 年 度	3,591,080
令和7年度公営住宅等改修	令 和 7 ～ 9 年 度	3,416,780
緊急自然災害防止対策事業	令 和 7 ～ 8 年 度	270,000
令和7年度民間借上り市営住宅戸別返還業務	令 和 7 ～ 9 年 度	4,051
令和7年度計画修繕	令 和 7 ～ 8 年 度	1,895,000
滞納整理関係	令 和 7 ～ 9 年 度	10,000
令和7年度借上り公営住宅（継続）	令 和 7 ～ 8 年 度	156,000
神戸市営住宅総合管理システム再構築	令 和 7 ～ 13 年 度	371,913

令和7年度神戸市介護保険事業費予算

令和7年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,208,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		30,305,406
	1 介護保険料	30,305,406
2 国庫支出金		36,680,976
	1 国庫負担金	25,708,098
	2 国庫補助金	10,972,878
3 県支出金		22,031,812
	1 県負担金	20,477,559
	2 県補助金	1,554,253
4 支払基金交付金		40,266,315
	1 支払基金交付金	40,266,315
5 繰 入 金		26,851,590
	1 一般会計繰入金	24,841,590
	2 基金繰入金	2,010,000
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		71,908
	1 諸 収 入	71,908
歳 入 合 計		156,208,008

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		3,855,475
	1 総 務 費	3,855,475
2 保険給付費		141,527,434
	1 保険給付費	141,527,434
3 地域支援事業費		10,705,326
	1 地域支援事業費	10,705,326
4 基金積立金		69,162
	1 基金積立金	69,162
5 諸支出金		48,611
	1 諸支出金	48,611
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		156,208,008

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸シルクセンタービル賃料等	令和7～8年度	4,000
介護保険認定事務センター運用業務等	令和7～11年度	1,063,000
介護保険事業計画策定業務	令和7～8年度	12,000
納入通知書等作成	令和7～8年度	88,000
ケアプランチェック	令和7～11年度	88,000
住改センター等運用業務	令和7～12年度	717,000
介護保険システム機器更新	令和7～8年度	251,000
介護認定システム機器更新	令和7～11年度	74,000

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,429,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業収入		50,429,935
	1 後期高齢者医療保険料	23,958,566
	2 国庫支出金	974,752
	3 繰 入 金	25,105,690
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	390,926
歳 入 合 計		50,429,935

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		50,429,935
	1 事 務 費	1,289,346
	2 納 付 金	49,095,354
	3 諸支出金	42,235
	4 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		50,429,935

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
督促状等作成	令和7～8年度	20,000
納入通知書等作成	令和7～9年度	37,000
後期システム運用保守作業事務所借上料	令和7～8年度	6,000
統合滞納管理システム標準化	令和7～9年度	288,000
後期高齢者医療システム端末機器更新	令和7～12年度	146,000

令和7年度神戸市空港整備事業費予算

令和7年度神戸市空港整備事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,329,262千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業収入		272,000
	1 繰 入 金	272,000
2 空港管理事業収入		3,057,262
	1 使用料及手数料	1,215,674
	2 県支出金	225,460
	3 財産収入	445,000
	4 繰 入 金	747,694
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	423,433
歳 入 合 計		3,329,262

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業費		3,329,262
	1 職 員 費	117,573
	2 空港整備事業費	272,000
	3 空港管理事業費	2,938,689
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,329,262

令和7年度神戸市公債費予算

令和7年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315,129,445千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		228,354,445
	1 他会計繰入金	174,466,708
	2 基金繰入金	53,887,737
2 市 債		86,775,000
	1 市 債	86,775,000
歳 入 合 計		315,129,445

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		315,129,445
	1 公債費	315,129,445
歳 出 合 計		315,129,445

令和7年度神戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理量

公共下水処理量	1日平均	462,756立方メートル
農業集落排水処理量	1日平均	3,288立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	66,619立方メートル
雨水排除量	年間	9,386,689立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	公共下水道事業収益	34,811,341千円
第1項	営業収益	24,867,939千円
第2項	営業外収益	9,943,402千円
第2款	農業集落排水事業収益	1,033,061千円
第1項	営業収益	113,293千円
第2項	営業外収益	919,768千円
	計	35,844,402千円

支 出

第1款	公共下水道事業費	34,853,109千円
第1項	営業費用	32,367,457千円
第2項	営業外費用	2,408,109千円
第3項	特別損失	77,543千円
第2款	農業集落排水事業費	1,058,525千円
第1項	営業費用	1,001,440千円

第2項	営業外費用	57,050千円
第3項	特別損失	35千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	35,941,634千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,000,109千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	公共下水道資本的収入	12,645,690千円
第1項	企業債	6,553,000千円
第2項	国庫支出金	5,357,281千円
第3項	他会計繰入金	137,109千円
第4項	財産収入	109,900千円
第5項	雑収入	488,400千円
第2款	農業集落排水資本的収入	736,517千円
第1項	企業債	106,000千円
第2項	県支出金	71,000千円
第3項	他会計繰入金	559,517千円
	計	13,382,207千円

支 出

第1款	公共下水道資本的支出	36,591,595千円
第1項	建設改良費	22,210,833千円
第2項	基金造成費	7,369,900千円
第3項	企業債等償還金	7,010,862千円
第2款	農業集落排水資本的支出	760,721千円
第1項	建設改良費	232,044千円
第2項	企業債等償還金	528,677千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	37,382,316千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処 理 場 運 営 (令和7年度)	令和7～12年度	3,158,658千円
ポ ン プ 場 運 営 (令和7年度)	令和7～10年度	64,981千円
管 渠 維 持 管 理 (令和7年度)	令和7～9年度	131,998千円
付 帯 事 業 運 営 (令和7年度)	令和7～10年度	12,441千円
汚 水 幹 枝 線 布 設 (令和7年度)	令和7～10年度	2,861,000千円
雨 水 幹 枝 線 布 設 (令和7年度)	令和7～8年度	537,000千円
処 理 場 建 設 (令和7年度)	令和7～10年度	5,407,562千円
ポ ン プ 場 建 設 (令和7年度)	令和7～15年度	52,730千円
処理施設等整備 (令和7年度)	令和7～13年度	4,450,168千円
流 域 下 水 道 (令和7年度)	令和7～36年度	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	6,659,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,179,494千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	千円 3,134,408	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	土木設備工事 設計業務、土木建築工事 場内整備 土木工事
ポンプ場建設	1,539,000	魚崎ポンプ場 島上ポンプ場 宇治川ポンプ場	土木工事 検討業務 検討業務
汚水幹枝線布設	9,021,606	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 計	12,940m 20,350m 1,220m 5,190m 1,460m 1,200m 42,360m
雨水幹枝線布設	1,932,380	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区 計	170m 2,620m 2,693m 2,528m 2,590m 10,601m
流域下水道	299,067	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	6,516,416	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
合 計	22,442,877		

令和7年度神戸市産業団地整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市産業団地整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	産業団地整備事業収益	14,000千円
第1項	営業収益	1,000千円
第2項	営業外収益	12,000千円
第3項	特別利益	1,000千円

支 出

第1款	産業団地整備事業費	44,000千円
第1項	営業費用	31,000千円
第2項	営業外費用	2,000千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的収入	25,252,000千円
第1項	出 資 金	25,000,000千円
第2項	国 庫 支 出 金	251,000千円
第3項	雑 収 入	1,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	6,256,000千円
第1項	建 設 改 良 費	6,155,000千円
第2項	投 資	1,000千円
第3項	予 備 費	100,000千円

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
土地造成事業	千円 6,155,000	新産業団地整備事業 職員の給料、職員手当等
		5,880,000千円 275,000千円
合 計	6,155,000	

令和7年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸	壁	53,000,000トン
物	揚 場	200,000トン
埠 頭	用 地	
専	用	190,000,000平方メートル
一	般	46,000,000平方メートル
港湾幹線	道路	7,000,000台
入港料対象船舶		114,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上	屋	
専	用	35,000,000平方メートル
一	般	32,000,000平方メートル
荷 役	機 械	400回／30分
船 舶	給 水	160,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	港湾管理事業収益	26,777,000千円
第1項	営 業 収 益	17,691,800千円
第2項	営 業 外 収 益	8,590,359千円
第3項	特 別 利 益	494,841千円
第2款	港湾施設運営事業収益	2,348,000千円
第1項	営 業 収 益	1,922,616千円
第2項	営 業 外 収 益	419,367千円

第3項	特 別 利 益	6,017千円
第3款	空港島事業収益	584,000千円
第1項	営 業 収 益	540,202千円
第2項	営 業 外 収 益	23,393千円
第3項	特 別 利 益	20,405千円
	計	29,709,000千円

支 出

第1款	港湾管理事業費	25,534,000千円
第1項	営 業 費 用	23,604,033千円
第2項	営 業 外 費 用	1,906,018千円
第3項	特 別 損 失	23,949千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,172,000千円
第1項	営 業 費 用	2,892,490千円
第2項	営 業 外 費 用	16,450千円
第3項	特 別 損 失	263,060千円
第3款	空港島事業費	544,000千円
第1項	営 業 費 用	540,863千円
第2項	営 業 外 費 用	3,137千円
第4款	予 備 費	50,000千円
第1項	予 備 費	50,000千円
	計	29,300,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,692,503千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	49,261,418千円
第1項	企 業 債	17,498,500千円
第2項	他会計繰入金	10,110,685千円
第3項	他会計補助金	8,762,900千円
第4項	国庫支出金	2,881,000千円
第5項	県支出金	304,453千円
第6項	財産収入	6,016,985千円
第7項	組 入 金	1,592,645千円

第8項 雑 収 入 2,094,250千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 56,953,921千円

第1項 建 設 改 良 費 23,279,519千円

第2項 投 資 18,021,440千円

第3項 企 業 債 等 償 還 金 15,602,962千円

第4項 予 備 費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
港湾幹線道路料金徴収（令和7年度）	令和7～8年度	327,800千円
神戸空港島整備（令和7年度）	令和7～8年度	423,000千円
新港第4突堤歩道橋改良（令和7年度）	令和7～8年度	200,000千円
中突堤中央ビル北館解体（令和7年度）	令和7～8年度	264,000千円
港湾幹線道路安全対策（令和7年度）	令和7～8年度	301,290千円
京橋地区ほか係留施設整備（令和7年度）	令和7～9年度	3,405,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	17,498,500千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,897,269千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、147,301千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	52,000㎡	譲 渡

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 6,278,000	港湾幹線道路等予防保全 京橋地区ほか船だまり整備 等
港湾環境整備	589,000	中突堤地区緑地整備 六甲アイランド緑地改修 等
港湾直轄事業費 負担金	6,568,000	高規格コンテナターミナル整備 大阪湾岸道路西伸部の整備促進 等
埋立	34,800	京橋地区 等
其他建設改良	8,911,651	港湾施設の照明LED化 ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備 等
土地等購入	101,850	港湾用地購入
関連建設改良	796,218	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合 計	23,279,519	

令和7年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	153,780両	421両
運 転 キ ロ	14,497,545km	39,719km
輸 送 人 員	58,165,506人	159,357人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	自動車事業収益	11,984,013千円
第1項	営 業 収 益	10,671,992千円
第2項	営 業 外 収 益	1,312,021千円

支 出

第1款	自動車事業費	11,745,630千円
第1項	営 業 費 用	11,442,021千円
第2項	営 業 外 費 用	253,609千円
第3項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,051,932千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,344,382千円
第1項	企 業 債	1,313,000千円
第2項	補 助 金	1,008,942千円
第3項	財 産 収 入	1,440千円
第4項	雑 収 入	21,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,396,314千円
第1項	建 設 改 良 費	2,376,992千円
第2項	企 業 債 償 還 金	918,242千円
第3項	投 資	1,080千円
第4項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自 動 車 事 業 修 繕 等 (令 和 7 年 度)	令和7～10年度	200,600千円
燃料電池バス(水素バス)導入 (令 和 7 年 度)	令和7～20年度	104,000千円
バ ス 車 両 購 入 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	649,061千円
名谷駅前バスターミナル上屋設置 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	204,400千円
須磨区古川町2丁目用地活用事業 (令 和 7 年 度)	令和7～16年度	305,730千円
車 載 機 等 設 備 改 修 ・ そ の 他 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	288,609千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業	1,313,000千円
----------------	-------	-------------

起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの補助金）

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,018,480千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 649,792	路線バス購入
機械装置購入	46,001	バスダイヤシステム新機種導入
建物建設工事	975,832	バス停上屋整備工事等
車両改良工事	63,645	ドライブレコーダー更新等
建物改良工事	440,400	脱炭素化事業等
機械装置改良工事	98,277	車載機改修等
用地費	33,976	須磨区古川町2丁目用地活用
ソフトウェア	68,574	バスロケーションシステム更新等
工具器具備品費	495	車検機器調達
合計	2,376,992	

令和7年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1 日平均
運 転 車 両 数	66,622両	183両
運 転 キ ロ	22,417,185km	61,417km
輸 送 人 員	114,563,280人	313,872人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中固定資産除却費88,000千円の財源に充てるため、企業債（公営企業施設等整理債）88,000千円を借り入れる。

収 入

第1款	高速鉄道事業収益	27,016,483千円
第1項	営 業 収 益	23,307,916千円
第2項	営 業 外 収 益	3,191,305千円
第3項	特 別 利 益	517,262千円

支 出

第1款	高速鉄道事業費	31,286,846千円
第1項	営 業 費 用	29,152,227千円
第2項	営 業 外 費 用	2,034,619千円
第3項	予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,958,104千円は、損益勘定留保資金

等で補てんするものとする。) 。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	23,365,253千円
第1項	企 業 債	15,987,000千円
第2項	出 資 金	3,377,000千円
第3項	補 助 金	3,169,256千円
第4項	財 産 収 入	123,530千円
第5項	基 金 繰 入 金	303,580千円
第6項	雑 収 入	404,887千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	34,323,357千円
第1項	建 設 改 良 費	17,171,443千円
第2項	企 業 債 償 還 金	15,201,223千円
第3項	投 資	1,309,320千円
第4項	保 証 金 返 還 金	103,581千円
第5項	他 会 計 繰 出 金	337,790千円
第6項	予 備 費	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 事 業 修 繕 等 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	1,643,373千円
駅 ト イ レ 改 修 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	109,741千円
ホ ー ム ド ア 設 置 関 係 (令 和 7 年 度)	令和7～10年度	250,000千円
駅 リ ノ ベ ー シ ョ ン 関 係 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	2,574,311千円
電 気 設 備 新 設 ・ 改 修 ・ 更 新 等 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	418,450千円
線 路 設 備 新 設 ・ 改 修 ・ 更 新 等 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	488,108千円
車 両 設 備 新 設 ・ 改 修 ・ 更 新 等 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	205,739千円
機 械 設 備 新 設 ・ 改 修 ・ 更 新 等 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	1,023,211千円
附 帯 事 業 関 係 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	617,880千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道事業	13,216,000千円
	特例債	351,000千円
	資本費平準化債	2,420,000千円
	公営企業施設等整理債	88,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,202,777千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	附 帯 事 業 資 産	2974.31m ²	譲 渡

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 16,984,467	板宿駅大規模改修工事、西神中央駅リニューアル工事、脱炭素化事業、ワンマン化対応改修、ホームドア設置費用、総係費等
附帯事業建設	186,976	西神中央百貨店ビル設備更新工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等
合 計	17,171,443	

令和7年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量 | 166,782,000立方メートル |
| 一日平均給水量 | 456,937立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 829,259戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	42,282,278千円
第1項	営業収益	37,886,673千円
第2項	営業外収益	4,152,542千円
第3項	特別利益	243,063千円

支 出

第1款	水道事業費	37,690,388千円
第1項	営業費用	36,806,162千円
第2項	営業外費用	834,733千円
第3項	特別損失	19,493千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,294,136千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	19,682,338千円
第1項	企 業 債	10,400,000千円
第2項	工 事 負 担 金	2,491,907千円
第3項	国 庫 補 助 金	213,514千円
第4項	一般会計補助金	11,148千円
第5項	一般会計繰入金	107,256千円
第6項	基 金 収 入	20,729千円
第7項	基 金 繰 入 金	6,128,317千円
第8項	固定資産売却代金	600千円
第9項	貸付金返還金	22,972千円
第10項	雑 収 入	285,895千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	27,976,474千円
第1項	建 設 改 良 費	25,855,484千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,682,138千円
第3項	貸 付 金	22,972千円
第4項	投 資	20,729千円
第5項	繰 出 金	295,151千円
第6項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設新設・取替・改良工事 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	20,100,000千円
送水トンネル更生工事 (令 和 7 年 度)	令和7～12年度	20,909,080千円
奥平野低層配水池更新工事 (令 和 7 年 度)	令和7～13年度	7,445,000千円
水道料金徴収関連業務 (令 和 7 年 度)	令和7～12年度	1,603,792千円
お客さま受付センター運営委託 (令 和 7 年 度)	令和7～10年度	486,000千円
口座振替取扱金融機関手数料等 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	46,938千円

水道施設維持管理業務 (令和7年度)	令和7～9年度	589,069千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和7年度)	令和7～16年度	67,110千円
管路情報システムデータ入力業務 (令和7年度)	令和7～9年度	22,444千円
土地借上料 (令和7年度)	令和7～8年度	2,155千円
土地借上料 (令和7年度)	令和7～11年度	77千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	10,400,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、54,544千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 11,365,223	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	9,591,878	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～800ミリメートル 延長 42.4キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	1,724,798	西神戸ゴルフ場跡開発工事、団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	3,173,585	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
合 計	25,855,484	

令和7年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| (1) 年間給水量 | 15,271,586立方メートル |
| 一日平均給水量 | 41,840立方メートル |
| (2) 給水工場数 | 74工場 |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工業用水道事業収益	1,729,151千円
第1項	営業収益	1,615,873千円
第2項	営業外収益	113,168千円
第3項	特別利益	110千円

支 出

第1款	工業用水道事業費	1,784,211千円
第1項	営業費用	1,656,138千円
第2項	営業外費用	97,963千円
第3項	特別損失	110千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額764,111千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	401,957千円
第1項	企 業 債	390,000千円
第2項	工 事 負 担 金	4,957千円
第3項	国 庫 補 助 金	7,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,166,068千円
第1項	建 設 改 良 費	887,462千円
第2項	償 還 金	248,606千円
第3項	予 備 費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	680,000千円
土 地 借 上 料 (令 和 7 年 度)	令和7～8年度	108千円
土 地 借 上 料 (令 和 7 年 度)	令和7～9年度	4,826千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	390,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,056千円である。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取 浄 配 水 施 設 改 良 工 事	千円 837,382	浄水施設改良工事等
そ の 他 施 設 新 設 改 良 工 事	50,080	建物改良工事、メーターの購入費
合 計	887,462	

神戸市告示第98号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先

氏名又は名称	住 所
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿 129 番地の 1
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪府大阪市北区角田町 8 番 7 号
株式会社ダイエー	大阪府茨木市横江 2 丁目 7 番 52 号
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央 1 丁目 38 番 1 号
株式会社ライフコーポレーション	大阪府大阪市淀川区西宮原 2 丁目 2 番 22 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 19 号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通 8 丁目 9 番 27 号
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜 1 丁目 2 番 1 号
株式会社八百竹	神戸市北区桂木 2 丁目 1 番地の 10
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
一般財団法人日本老人福祉財団神戸ゆうゆうの里	神戸市北区鳴子 3 丁目 1 番地の 2
兵庫六甲農業協同組合	神戸市北区有野中町 2 丁目 12 番 13 号
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
タカラ食販岩岡店	神戸市西区岩岡町岩岡 616 番地 30
株式会社ミツウロコプロビジョンズ	東京都中央区京橋 3 丁目 1 番 1 号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋 2 丁目 3 番 16 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
株式会社グッドライフ	神奈川県藤沢市鵠沼東 2 番 3 号
中野 寿敏	神戸市中央区中山手通 8 丁目 5 番 20 号

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

神戸市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、胃がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、子宮頸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、肺がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、乳がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、大腸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区海岸通1番地

兵庫県厚生農業協同組合連合会

代表理事会長 福本 博之

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
代表取締役 篠 寛
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する証明書交付等申請にかかる手数料、その他経費
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和7年5月1日

神戸市告示第105号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第五号及び第115条の9第1項第五号の規定に基づいて、指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所に対して、一部効力停止処分を行ったので、同法第78条第1項第三号及び第115条の10第1項第三号の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	効力停止の内容及び期間	サービス種類
2875201804	ほっと倶楽部	神戸市西区 伊川谷町別府 719-1	株式会社 光栄メディカル	神戸市西区 伊川谷町別府 719-1	一部効力の停止（3カ月間の新規受入停止） （令和7年4月1日から令和7年6月30日まで）	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

神戸市告示第106号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、多聞若葉台自治会、西下自治会、神戸北町大原1丁目自治会、藍那自治会、前開中自治会、上津台1丁目自治会、上津台6丁目自治会、寺池山自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	多聞若葉台自治会	西下自治会	神戸北町大原1丁目自治会
主たる事務所	神戸市垂水区西脇2丁目5番14号	神戸市北区山田町西下字大道下32番地の3	神戸市北区大原1丁目7番2号
代表者の氏名	古谷 功	栗西 克己	藤井 康尊
代表者の住所	神戸市垂水区西脇2丁目5番14号	神戸市北区山田町西下字下津井5番地の2	神戸市北区大原1丁目22番10号

名称	藍那自治会	前開中自治会	上津台1丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字東谷36番地	神戸市西区伊川谷町前開340番地の2	神戸市北区上津台1丁目16番4号
代表者の氏名	向井 善則	石戸 秀和	加藤 愛美
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字東谷36番地	神戸市西区伊川谷町前開340番地の2	神戸市北区上津台1丁目16番4号

名称	上津台6丁目自治会	寺池山自治会
主たる事務所	神戸市北区上津台6丁目37番14号シャトーコエモンF棟202号	神戸市垂水区小東山本町4丁目2番2号
代表者の氏名	大根 幸久	仁尾 秀昭
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目31番35号	神戸市垂水区小東山本町4丁目2番2号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 多聞若葉台自治会 令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西脇2丁目5番13号	神戸市垂水区西脇2丁目6番9号
代表者の氏名	熊本 整人	濱田 ひとみ
代表者の住所	神戸市垂水区西脇2丁目5番13号	神戸市垂水区西脇2丁目6番9号

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西脇2丁目6番9号	神戸市垂水区西脇2丁目5番14号
代表者の氏名	濱田 ひとみ	古谷 功
代表者の住所	神戸市垂水区西脇2丁目6番9号	神戸市垂水区西脇2丁目5番14号

(2) 西下自治会

令和7年3月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	林 直行	栗西 克己
代表者の住所	神戸市北区山田町西下字下比良記16番地	神戸市北区山田町西下字下津井5番地の2

(3) 神戸北町大原1丁目自治会

令和7年3月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	神野 純一	藤井 康尊
代表者の住所	神戸市北区大原1丁目22番21号	神戸市北区大原1丁目22番10号

(4) 藍那自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地	神戸市北区山田町藍那字東谷36番地
代表者の氏名	中谷 栄造	向井 善則
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地	神戸市北区山田町藍那字東谷36番地

(5) 前開中自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1	神戸市西区伊川谷町前開340番地の2
代表者の氏名	山口 直樹	石戸 秀和
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1	神戸市西区伊川谷町前開340番地の2

(6) 上津台1丁目自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区上津台1丁目15番20号	神戸市北区上津台1丁目16番4号
代表者の氏名	奥 洋輔	加藤 愛美
代表者の住所	神戸市北区上津台1丁目15番20号	神戸市北区上津台1丁目16番4号

(7) 上津台6丁目自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	唐木 覺志	大根 幸久
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目13番6号	神戸市北区上津台6丁目31番35号

(8) 寺池山自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区小束山本町4丁目1番17号	神戸市垂水区小束山本町4丁目2番2号
代表者の氏名	片岡 公明	仁尾 秀昭
代表者の住所	神戸市垂水区小束山本町4丁目1番17号	神戸市垂水区小束山本町4丁目2番2号

神戸市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同法同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の名称

株式会社ＪＲ東日本ネットステーション

2 指定納付受託者の所在地

変更前：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号

変更後：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号 S O U T H G A T E 新宿 9階

3 変更日

令和6年4月21日

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
みずき台西公園	垂水区みずき台2002番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
みずき台中央公園	垂水区みずき台2001番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
みずき台東公園	垂水区みずき台2000番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規

(2)供用開始の年月日

令和7年4月30日

神戸市公告

都市公園の拡張をするので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
西神南住宅団地 周辺緑地	西区井吹台西町8丁目15番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡 張

(2)供用開始の年月日

令和7年4月30日

神戸市公告

河川法第16条の3の規定により、河川工事及び河川の維持の期間（二級河川妙法寺川（令和6年8月27日公報第3874号）、二級河川伊川（令和3年7月27日公告第395号）、二級河川櫛谷川（令和2年3月24日公告第1502号）、二級河川友清川（令和5年2月28日公報第3798号））の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用します。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

二級河川妙法寺川

（改正前）

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目2番27 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目1番1 地先まで	1, 171	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和7年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番	550		

	地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで 左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から 神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで			
--	--	--	--	--

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目2番27 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目1番1 地先まで	1,171	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和10年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地	550		

	先まで			
	左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先			
	から			
	神戸市須磨区車字堂田171番地先			
	まで			

二級河川伊川

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 伊川	右岸 神戸市西区伊川谷町布施畑字浄 善坊798番地先から 神戸市西区伊川谷町上脇字大将 軍632番1地先まで 左岸 神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ 所54番地先から 神戸市西区伊川谷町長坂字若尾3 87番2地先まで	7,200	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和7年3月31 日まで

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 伊川	右岸 神戸市西区伊川谷町布施畑字浄 善坊798番地先から 神戸市西区伊川谷町上脇字大将 軍632番1地先まで 左岸 神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ 所54番地先から 神戸市西区伊川谷町長坂字若尾3	7,200	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和10年3月31 日まで

	87番2地先まで			
--	----------	--	--	--

二級河川 櫛谷川

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の期間
二級河川 櫛谷川	右岸 神戸市西区櫛谷町寺谷字北谷 917番1地先から 神戸市西区玉津町丸塚字竹末 142番1地先まで 左岸 神戸市西区櫛谷町寺谷字靱ノ木 268番4地先から 神戸市西区玉津町今津字西垣内 50番1地先まで	8,900	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	平成8年2月9日から 令和7年3月31日まで

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の期間
二級河川 櫛谷川	右岸 神戸市西区櫛谷町寺谷字北谷 917番1地先から 神戸市西区玉津町丸塚字竹末 142番1地先まで 左岸 神戸市西区櫛谷町寺谷字靱ノ木 268番4地先から 神戸市西区玉津町今津字西垣内 50番1地先まで	8,900	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	平成8年2月9日から 令和10年3月31日まで

二級河川友清川

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 友清川	右岸 神戸市西区櫛谷町福谷字五反田2 2番地先から 神戸市西区櫛谷町福谷字城ヶ谷66 2番6地先まで 左岸 神戸市西区櫛谷町友清字宮ノ下19 番1地先から 神戸市西区櫛谷町福谷字下神田6 33番1地先まで	840	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	令和5年2月28 日から 令和7年3月31 日まで

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 友清川	右岸 神戸市西区櫛谷町福谷字五反田2 2番地先から 神戸市西区櫛谷町福谷字城ヶ谷66 2番6地先まで 左岸 神戸市西区櫛谷町友清字宮ノ下19 番1地先から 神戸市西区櫛谷町福谷字下神田6 33番1地先まで	840	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	令和5年2月28 日から 令和10年3月31 日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
大和ハウスリアルエステート株式会社 代表取締役社長 平井 聡治
大阪市北区梅田3丁目3番5号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 FK0アーキデザイン 深尾 和巳
大阪府吹田市江坂町5丁目9番6号 メイト緑地公園
06-6615-8195
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区布引町2丁目316番
 - (2) 敷地面積 約 150平方メートル
 - (3) 建築面積 約 101平方メートル
 - (4) 延べ面積 約1,136平方メートル
 - (5) 高さ 約39.2メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上13階、地下0階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和7年4月30日から令和7年5月15日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
和田興産株式会社 代表取締役 溝本 俊哉
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 大土呂巧建築設計事務所 大土呂 巧
神戸市中央区明石町48番地
078-331-5405
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通5丁目3-2
 - (2) 敷地面積 約 489平方メートル
 - (3) 建築面積 約 279平方メートル
 - (4) 延べ面積 約2,831平方メートル
 - (5) 高さ 約44.6メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上15階、地下0階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和7年4月30日から令和7年5月15日まで

神戸市水道告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社D G フィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する分担金並びに神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第20条第1項に規定する手数料

3 指定日

令和7年5月1日

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 30 日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第 1 号

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

神戸市交通局広告取扱規程（昭和 39 年 3 月交規程第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表〔略〕					別表〔略〕				
1 乗合自動車					1 乗合自動車				
種別		規格 （縦× 横） 単位 ミリメ ートル	掲出単 位	料金 （単位 円）	種別		規格 （縦× 横） 単位 ミリメ ートル	掲出単 位	料金 （単位 円）
車 内					車 内	中吊広告 2	364×515	全車・	74,000
						B		1 枚・ 2 日	

					中吊広告 3 B	364×515	全車・ 1枚・ 3日	110,000
					中吊広告 4 B	364×515	全車・ 1枚・ 4日	133,000
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	中吊広告長期（ワイド）	728 × 1,030	全車・1 枠・1 箇月	210,000				
	中吊広告 7 B				中吊広告 7 B		（営業 所単位） 魚崎・石 屋川・中 央・中央 南・松 原・落 合・垂 水・西 神・清水 が丘 1車・ 1枚・ 7日	300 ~ 400
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

車外	ボ デ イ ス テ ッ カ ー 広 告	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]
		車道側中 央 (A)	800× 3,000 (2 m ² 未 満に調 整)	[略]	56,200
		車道側中 央 (B)	要現調	1車・ 1 枠・ 6 箇月	120,000
		車道側 メガシ ート	要現調	1車・ 1 枠・ 6 箇月	130,000 0 ~ 160,000
		大型窓ステ ッカー広告	指 定 範 囲 内 フ リー	[略]	28,000
		大型窓ステ ッカー広告 タテ長	要現調	1車・1 枠・3 箇月	41,000 ~ 60,000
車外	ボ デ イ ス テ ッ カ ー 広 告	[略]	[略]	[略]	[略]
		歩道側 後部窓	200 × 範 囲内 フリー	1車・1 枠・6 箇 月	15,700
		[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]
		車道側 中央	800× 3,000 2 m ² 以内	[略]	21,000
		大型窓ステ ッカー広告	二	[略]	24,000

	ラッピングバス	要現調	[略]	[略]
	後面パートラッピング	要現調	[略]	60,000
2 高速鉄道				
(1) 車両広告				
種別	規格 (縦×横) 単位 ミリメートル	掲出単位	料金 (単位円)	
中吊広告	364×515	西神・山手線及び北神線全車両・2枚・3日	150,000	00～23
	728×1,030	北神線全車両・2枚・3日	0,0000	～7日

	ラッピングバス		[略]	[略]
	パートラッピング		[略]	50,000
2 高速鉄道				
(1) 車両広告				
種別	規格 (縦×横) 単位 ミリメートル	掲出単位	料金 (単位円)	
中吊広告3C	364×515	西神・山手線及び北神線全車両・2枚・3日	150,000	00
中吊広告4C	364×515	西神・山手線及び北神線全車両・2枚・3日	180,000	00

				中吊広告7C	364×515	西神・山手線及び北神線全車両・2枚・7日	230,000
				中吊広告『KOBE7』	364×515	西神・山手線全車両・2枚・7日 (山陽電鉄及び神戸電鉄に同時掲出)	770,000
ドア横広告	[略]	[略]	389,000	ドア横広告	[略]	[略]	292,000 ~ 389,000
ドア上広告	[略]			ドア上広告	[略]	西神・山手線及び北神線のうち5編成全車両・1枚・1箇月	39,000 ~ 43,000
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]

				ドア上広告	180×1,060	西神・山手線及び北神線全車両・1枚・6箇月以上申込・1箇月料金	256,000
				長期		海岸線全車両・1枚・6箇月以上申込・1箇月料金	50,000
						西神・山手線、北神線および海岸線全車両・1枚・6箇月以上申込・1箇月料金	266,000
				[略]	[略]	[略]	[略]

					棚上広告 S256×540	西神・山手線及び北神線全車両・1枚・6箇月以上申込 1箇月料金	143,100
						海岸線全車両・1枚・6箇月以上申込 1箇月料金	34,200
						西神・山手線、北神線及び海岸線全車両・1枚・6箇月以上申込 1箇月料金	159,500
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				棚上広告W 256×540	西神・山手線及び北神線全車両・2枚・6箇月以上申込1箇月料金	262,800
					海岸線全車両・2枚・6箇月以上申込1箇月料金	63,000
					西神・山手線、北神線及び海岸線全車両・2枚・6箇月以上申込1箇月料金	293,200
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				ドアペアス70×300	西神・山手	500,00
				テッカー広	線全車両・0	
				告『KOBE7』	1ドア1	
					ペア・1箇	
					月(山陽電	
					鉄及び神	
					戸電鉄に	
					同時掲出)	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
KOBEトレ	ー	西神・山手	187,50			
イン中吊		線及び北	0～30			
ジャック		神線のう	0,000			
		ち1編成				
		6両・2週				
		間～1箇				
		月				
KOBEトレ	ー	西神・山手	360,00			
イン車内		線及び北	0～56			
ジャック		神線のう	3,000			
		ち1編成				
		6両・2週				
		間～1箇				
		月(中吊・				
		ドア上・棚				
		上S)				

KOBE トレー イン車内 ジャック (オプション)		西神・山 手線及び 北神線の うち1編 成6両・ 1箇所 (扉横ボ ディステ ッカー	250,00 0				
(2) 駅舎広告				(2) 駅舎広告			
種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリメ ートル	掲出単位	料金 (単 位 円)	種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリメ ートル	掲出単位	料金 (単 位 円)
				B2ポスタ 一貼	728 × 515	西神・山手 線・北神線 全駅・19 枚・7日	32,00 0

				B2ポスター 貼『KOB 7』	728 × 515	西神・山手 線・北神線 全駅・18 枚・7日 (山陽電 鉄及び神 戸電鉄に 同時掲出)	80,00 0～
ポスターセ ット	1456 × 1,030 1,030 ×728 728 × 515	西神・山手 線・4～24 枚・7日	32,00 0～ 230,0 00	大型ポスタ 一連貼	1,030 × 728	西神・山手 線・18～28 枚・7日	120,0 000～ 180,0 00
				KOBE PREMIUM BOARD	1,030 ×728	4枚～24 枚・7日	88,00 0～ 300,0 00
パネル看板	[略]	[略]	36,00 0 ～	パネル看板	[略]	[略]	36,00 0～ 450,0 00

電飾看板	[略]	[略]	20,000 ～
沿線DS	[略]	西神・山手線新神戸駅・学園都市駅・西神南駅各駅1枠・15秒・1週～	15,000 ～
三宮エスカ	7,858	1枠・1箇	480,000
Sシート	×	月～	000～
	2,258		
[略]	[略]	[略]	[略]

電飾看板	[略]	[略]	20,000 ～ 1,103,000
電子看板 (デジタル サイネー ジ)	[略]	西神・山手線新神戸駅・三宮駅・学園都市駅・西神南駅・西神中央駅各駅1枠・15秒・1週～4週	15,000 ～ 210,000
ショーウィ ンドー	—	1枠・3箇 月	200,000 ～ 1,848,000
[略]	[略]	[略]	[略]
エスカレー タハンドレ ール広告	—	西神・山手線名谷駅・学園都市・西神中央駅各駅1基・1箇月	200,000 ～ 300,000

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
三宮駅ホーム ムアドコラ ム	—	1 枠・1 週 間～	200,0 00				
臨時広告	1週間： 1,030 ×728 1箇月： 2 m ² 以 上	各駅・1 週 ～1 箇月	4,000 ～	臨時広告	2 m ² 以 上	各駅・1 週 ～1 年	22,50 0～
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
B1 ボード セット	[略]	[略]	[略]	B1 ポスタ 二	[略]	[略]	[略]
				三宮駅東3 番出口付近 壁面広告ス ペース	1,500 ×2,70 0	3 箇月	949,0 00
				サイネージ 付パンフレ ットラック	—	西神・山手 線三宮駅・ 1 箇月	60,00 0 ～ 150,0 00
三宮ホーム DS-1・DS-2	[略]	1 枠・15 秒・1 週～	100,0 00～	三宮ホーム DS-1・DS- 2	[略]	1 枠・15 秒・1 週～ 52週	100,0 00 ～ 2,600 ,000

三宮エスカ BIGシート	3,180 ×1,89 0	1 枠・1 箇月～	150,0 00～				
HANATOKIシ ート	2,350 ×2,35 0	1 枠・1 箇月～	75,00 0～				
三宮E-WALL	6,820 ×2,06 6	1 枠・1 週間	360,0 00				
三宮E- WALL+	2,910 ×2,06 0	1 枠・1 週間	160,0 00				
三宮E-WALL セット	ー	1 枠・1 週間	450, 000				
名谷パック ン	1,030 ×728	1 枠・2 枚・1 週 間	30,00 0				
三宮エント ランスシー ト	5,360 ×1,48 5	1 枠・1 週間	130,0 00				
三宮腰壁シ ート	L:5,98 6×940 R:5,16 6×940	1 枠・1 箇月	280,0 00				

Mボード 三宮	4,600 ×1,80 0	1 枠・1 箇月	200,0 00
Mボード 新神戸	4,600 ×1,80 0	1 枠・1 箇月	100,0 00
Mボード セット	—	1 枠・1 箇月	240,0 00
三宮ホーム ファブリッ ク117	4,513 ×1,26 3	1 枠・1 箇月～	464,0 00～
So-unパネ ル	4,368 ×2,06 0	1 枠・1週 ～	50,00 0～
新神戸 Cheerボー ド	1,030 ×728	1 枠・1週 ～	10,00 0～
三宮コンコ ースDS	—	1 枠・15 秒・1週～	200 ,000 ～
三宮DSセッ ト	—	1 枠・15 秒・1週 間	300,0 00
三宮エント ランスビジ	—	1 枠・15 秒・1週	120,0 00～

ョン		～	
名谷エントー		1 枠・15	100,0
ランスビジ		秒・1 週	00～
ョン		～	
エントランー		1 枠・15	180,0
スビジョン		秒・1 週	00
セット		間	

3 乗合自動車車内・高速鉄道車両セ
ット広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリメ ートル	掲出単位	料金 (単位 円)
[略]	[略]	[略]	[略]
中吊広告7 A	364×5 15	乗合自動 車 全車・1 枚・7日 高速鉄道 全車両・ 2枚・7日	357,00 0

3 乗合自動車車内・高速鉄道車両セ
ット広告

種別	規格 (縦× 横) 単位 ミリメ ートル	掲出単位	料金 (単位 円)
[略]	[略]	[略]	[略]

4 その他の広告 [略]	4 その他の広告 [略]
--------------------	--------------------

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第2号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（校区） 第3条 [略] 2 区の長は、児童生徒の就学すべき学校を別表第1に基づき指定するものとする。 （就学予定者の就学通知） 第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>小学校入学通知書（様式第1号）又は中学校入学通知書（様式第1号の2）</u>	（校区） 第3条 [略] 2 区の長は、児童生徒の就学すべき学校を<u>前項</u>別表第1に基づき指定するものとする。 （就学予定者の就学通知） 第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>様式第1号又は様式第1号の2による就学通知書</u>をもつて、入学期日及

をもつて、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。

2 [略]

3 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定者の氏名等を関係する小学校、中学校及び義務教育学校の校長に、就学通知簿又は学齢簿異動票をもつて通知するものとする。

(就学届)

第7条 保護者は、小学校入学通知書又は中学校入学通知書を入学のときに校長に提出しなければならない。

2 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入

び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。

2 [略]

3 区の長は、第1項の規定により、通知した就学予定者の氏名等を関係する小学校、中学校及び義務教育学校の校長に就学通知簿又は学齢簿異動票をもつて、通知するものとする。

(就学届)

第7条 保護者は、前条第1項による就学通知書を、入学のときに校長に提出しなければならない。

2 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、様式第2号又は様式第2号の2によ

学通知書（様式第2号の2）を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 2 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に転入学通知書又は編入学通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、転入学通知書又は編入学通知書を区の長に返送するものとする。

（指定学校の変更）

第9条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書（様式第3号）を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 6 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に就学校変更許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学校変更許可通知書を区の長に返送するものとする。

（区域外就学）

第10条 保護者は、児童生徒を神戸市立以外の学校に入学させようとする

る就学通知書（甲）を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

- 2 前項の区の長からの通知を受けた校長は、保護者に就学通知書（甲）を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学通知書（甲）を区の長に返送するものとする。

（指定学校の変更）

第9条 [略]

2～4 [略]

- 5 第8条の規定は、本条による変更の場合に準用する。

（区域外就学）

第10条 保護者は、児童生徒を神戸市立以外の学校に入学させようとする

ときは、その学校が公立学校であるときは管理者、その他の学校であるときは当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学承諾書を添えて、住所地を所轄する区の長に届けなければならない。

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に区域外就学許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、区域外就学許可通知書を区の長に返送するものとする。

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 校長は、区の長から通知を受けた児童生徒及び在学する児童生徒のうち、休業日を除き引き続き7日間就学又は出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その

ときは、その学校が公立学校であるときは管理者、その他の学校であるときは、当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学承諾書を添えて、住所地を所轄する区の長に届けなければならない。

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、就学承諾書を交付するものとする。

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 校長は、区の長から通知を受けた児童生徒及び在学する児童生徒のうち休業日を除き引き続き7日間就学又は出席せずその他その出席状況が良好でない場合においてその就学又

就学又は出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、すみやかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 [略]

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 [略]

(卒業の報告)

第14条 校長は、毎学年の終了後すみやかに、卒業生名簿により、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその者の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 [略]

(就学通知簿の作成)

は出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、すみやかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 [略]

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に様式第3号による転(退)学届を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に様式第4号による在学証明書を交付するものとする。

3 [略]

(卒業の報告)

第14条 校長は、毎学年の終了後、すみやかに卒業生名簿により、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその者の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 [略]

(就学通知簿の作成)

第15条 [略]

2 区の長は、前項の規定により就学通知簿を作成したのち、就学時の健康診断が行われるまでの間に前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、就学通知簿を作成するものとする。

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 [略]

(健康診断届)

第18条 保護者は、就学時健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日、小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時健康診断のお知らせを提出した就学予定児童が健康診断を受

第15条 [略]

2 区の長は、第1項の規定により、就学通知簿を作成したのち、就学時の健康診断が行われるまでの間に前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、就学通知簿を作成するものとする。

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により、作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、様式第5号による入学前健康診断のお知らせをもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 [略]

(健康診断届)

第18条 保護者は、第16条第1項による入学前健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、前項による入学前健康診断のお知らせを提出した就学予定児童が健

けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。

別表第1（第3条関係）

学校名		校区
中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]
桜の宮（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8、 <u>山の街</u> を除く。）	甲緑	甲栄台1（9・13番）・2（1番）・3（1・8番）、緑町1～3・5～8、山田町下谷上（山の街地区）、 <u>山の街</u>
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
大原（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8、 <u>山の街</u> を加える。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃

康診断を受けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。

別表第1（第3条関係）

学校名		校区
中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]
桜の宮（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8を除く。）	甲緑	甲栄台1（9・13番）・2（1番）・3（1・8番）、緑町1～3・5～8、山田町下谷上（山の街地区）
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
大原（山田町下谷上（山の街地区）、緑町1～3・5～8を加える。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃

		山台 1 ～ 7 、 名 谷 町 (1191 番 地 の 7 ～ 16) 、 清 玄 町 、 <u>みずき台</u>			山台 1 ～ 7 、 名 谷 町 (1191 番 地 の 7 ～ 16 、 <u>社谷</u> <u>土地区画整理事</u> <u>業区域</u>) 、 清 玄 町
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福田 (美山台 3 、 東垂水町 (菅ノ口 、 流 田) 、 乙木 1 ～ 3 、 東垂水 3 、 上高丸 2 、 高丸 4 (8 番) ・ 5 ～ 8 、 千鳥が 丘 3 (9 番) 、 山手 8 を除 く。)	名谷	名谷町 (奥畑地 区 、 神戸淡路鳴 門自動車道以 西 、 第二神明道 路以南を除 く。) 、 神和台 1 ～ 3	福田 (美山台 3 、 東垂水町 (菅ノ口 、 流 田) 、 乙木 1 ～ 3 、 東垂水 3 、 上高丸 2 、 高丸 4 (8 番) ・ 5 ～ 8 、 千鳥が 丘 3 (9 番) 、 山手 8 を除 く。)	名谷	名谷町 (奥畑地 区 、 神戸淡路鳴 門自動車道以 西 、 第二神明道 路以南、 <u>社谷土</u> <u>地区画整理事業</u> <u>区域</u> を除く。) 、 神和台 1 ～ 3
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 2 号、様式第 2 号の 2 を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

区長

小学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り小学校入学に関するお知らせをいたします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			
1. 小学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 小学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
- 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
- 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
- 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第1号の2（第6条関係）

区長

中学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り中学校入学に関するお知らせをいたします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			
1. 中学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 中学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第2号（第8条関係）

区長

転入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	1. 転入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 転入学に際して必要な学用品等については、転入学校にご確認ください。 3. 転入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
- 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
- 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
- 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第2号の2（第8条関係）

区長

編入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り編入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	1. 編入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 編入学に際して必要な学用品等については、編入学校にご確認ください。 3. 編入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第5号を様式第7号とし、同様式を次のように改める。

様式第7号（第16条関係）

区長

就学時健康診断のお知らせ

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第16条の規定により、下記の通り就学時健康診断について通知いたします。下記の受付時間と受付会場をご確認ください。

記

就学予定者			
生年月日			
健康診断実施日		開始時間	
受付時間			
受付会場			
備考			
●上記の受付時間は、学校により男女等で異なる場合がありますので、受付時間の詳細については、以下のQRコードからご確認ください。			

注意事項

- (1) 当日欠席される場合は、受診予定の小学校に必ずご連絡ください。（欠席される方には原則、別日に就学時健康診断を受診いただくことをお勧めしていますが、受診されない場合でも、入学に当たり不利になることはございません。）
- (2) 受診する小学校を変更したい場合は、お早めに受診を希望する小学校にご相談ください。また、変更された場合は、変更前の小学校にもご連絡ください。
- (3) 内科検診等でお子様の身体状況を確認することがありますので、当日は保護者の方が付き添っていただくようお願いいたします。（やむを得ない場合は、祖父母等でも構いません。）

↓各校の受付時間の詳細と連絡先は、以下のQRコードからご確認ください。



お問い合わせ先

区役所市民課

様式第4号を様式第6号とし、同様式を次のように改める。

様式第6号（第13条関係）

在学証明書

年 月 日

神戸市立

学校長 印

本校に在学中の下記児童生徒は、貴管内・貴校に転学いたしますので、転入学の手続きをお願いいたします。

なお、転入学年月日をお知らせください。転学に関する書類をお送りします。

記

児童生徒氏名 ふりがな

生 年 月 日

年 月 日

保 護 者 氏 名

転 学 予 定 日

年 月 日

在 籍 校

神戸市立

学校 第

学年在学

在籍校所在地等

〒

—

神戸市

区

☎078—

—

特 記 事 項

保護者の方は、この書類を新しく転入する区役所・支所市民課（市外の場合は転入先の市区町村教育委員会）に持参し転入学の手続きを行い、新しく入学する学校へ提出してください。

様式第3号を様式第5号とし、同様式を次のように改める。

様式第5号（第13条関係）

転（退）学届

神戸市立

学校長 あて

年 月 日

保護者氏名 _____

下記の者を転学・退学させたいので、よろしくお願いいたします。

記

児童生徒^{ふりがな}氏名 _____ (____ 年 ____ 組)

生 年 月 日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者との続柄 _____

現 住 所 _____ 区 _____

転出予定先住所 _____

転 出 予 定 日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

転 出 予 定 校 _____ 学校

転（退）学事由 ・転学 ・海外転出に伴う退学

・その他

注1 児童生徒のみの住所異動は、原則として認められません。

特別な事情がある場合は、区・支所市民課または学校にあらかじめご相談ください。

注2 転出予定校は、分かっている場合に記入してください。

様式第2号の2の次に次の2様式を加える。

様式第3号（第9条関係）

区長

就学校変更許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第9条の規定により、下記の通り指定学校変更に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第4号（第10条関係）

区長

区域外就学許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第10条の規定により、下記の通り区域外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1以外の改正規定は、令和7年5月7日から施行する。